

入居料金

(1か月30日で計算・単位:円、R1.10)

介護度	所得段階	基本料(個室ユニット型)	加算(1)	食事費	居住費	合計
要介護1	1	19,140	5,403	9,000	24,600	58,143
	2			11,700		60,843
	3			19,500		83,343
	4			41,760		126,483
要介護2	1	21,150	5,624	9,000	24,600	60,374
	2			11,700		63,074
	3			19,500		85,574
	4			41,760		128,714
要介護3	1	23,340	5,865	9,000	24,600	62,805
	2			11,700		65,505
	3			19,500		88,005
	4			41,760		131,145
要介護4	1	25,380	6,089	9,000	24,600	65,069
	2			11,700		67,769
	3			19,500		90,269
	4			41,760		133,409
要介護5	1	27,390	6,310	9,000	24,600	67,300
	2			11,700		70,000
	3			19,500		92,500
	4			41,760		135,640



※収入により入居料金が区分されますのでご確認ください。

所得段階	対象者	預貯金等 (単身100万円以下 世帯200万円以下)	配偶者が非課税
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員市民税非課税		
第2段階	・世帯全員市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下		
第3段階	・世帯全員市民税非課税で上記第2段階以外		
第4段階	・上記、第1段階から第3段階に該当しない		

(1)上記加算の内訳

加算項目	利用者負担額	備考
日常生活継続支援加算	46円/日	
看護体制加算Ⅰ	6円/日	常勤の看護師を配置
看護体制加算Ⅱ	13円/日	基準より1名以上多く配置
夜勤職員配置加算	33円/日	基準より1名以上多く配置等
口腔衛生管理体制加算	30円/月	
介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	上記の基本料と加算の合計額には、介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして11%加算されています	

※その他上記(1)以外に利用者の状態により個別に必要となる費用

加算項目	利用者負担額	備考	加算項目	利用者負担額	備考
個別機能訓練加算	12円/日	機能訓練実施	経口移行加算	28円/日	180日間限度
若年性認知症受入加算	120円/日		経口維持加算Ⅰ	400円/月	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	入所から7日限度	経口維持加算Ⅱ	100円/月	
外泊時費用	246円/日	1か月6日を限度	療養食加算	6円/食	特別食提供、1日3食限度
外泊時在宅サービス利用費用	560円/日	1か月6日を限度	看取り介護加算Ⅰ	144円/日	死亡前4~30日間
初期加算	30円/日	入所から30日間	看取り介護加算Ⅱ	680円/日	死亡前日及び前々日
退所時等相談援助加算	460~500円/回		看取り介護加算Ⅲ	1,280円/日	死亡日当日
在宅復帰支援機能加算	10円/日		口腔衛生管理加算	90円/月	歯科衛生士が月2回口腔ケア実施
在宅・入所相互利用加算	40円/日	複数名の計画的利用	排泄マネジメント加算	100円/月	6か月限度
栄養マネジメント加算	14円/日		褥瘡マネジメント加算	10円/月	3か月1回限度
低栄養リスク改善加算	300円/月	原則6か月	排泄支援加算	100円/月	6か月限度
再入所時栄養連携加算	400円/回		介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	個別加算にも別途 介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰとして11%加算	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円/日	認知自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ			

※ その他、低所得者に対する社会福祉法人減免制度、原爆被爆者、生活保護受給者などに対する各種減免措置が適用できる場合があります。お気軽にご相談ください。

※ 月額自己負担額が一定の上限額を超えると高額介護費として後日還付されます。還付額は年金の種類によって異なります。

生活保護受給者	15,000円(個人)	全員が市民税非課税・公的年金収入額合計が年間80万円以上	24,600円(世帯)
全員が市民税非課税・公的年金収入額合計が年間80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	現役並み所得者に相当する方がいる世帯、誰かが市民税を課税されている世帯	44,400円(世帯)

※ 一定以上所得者や現役並み所得者は、自己負担が2~3割負担となる場合があります。(すべて1割表記)

※医療費は、別途必要になります。